

山梨県高等学校体育連盟弔慰規定

昭和38年4月1日制定
昭和55年4月1日改正施行
平成16年4月20日改正

第1条 本連盟は、弔慰規定を設け次により弔慰を表す。

第2条 本連盟役員、専門部員及び各加盟校選手は、次の各項により弔慰を受けることができる。

第1項 死亡の場合。

役員及び専門部員は生花一基と香典5千円とする。

2)加盟校選手は一律1万円とし、その内容は事務局に委任する。

3)正副会長及び事務局関係者の親族(直系又は同居の親、配偶者、子)が死亡の場合に限り、本連盟名をもって生花等一基と香典5千円とする。

4)顧問・参与の親族 3)が死亡の場合に限り、本連盟名により香典5千円とする

第2項 見舞(病気災害等)5千円を基準とするが状況により考慮するものとする。

第3条 選手についての前項適用はいずれも高体連主催の公式大会開催中に発生したものに限り。

第4条 学校代表又は専門部代表の各理事は前項の事態発生の際は、速やかに事務局に報告する義務があるものとする。

第5条 第1項死亡の際は、告別式参列者は文書をもって会長がこれを委任するものとし、第2項の見舞については事務局に委任する。

第6条 第2条以外、会長が必要と認めた場合は弔慰を表することができる。事後、理事会に報告する。